

No. _____

フォトクラブドアーズ 撮影会イベント参加誓約書

1. [適用範囲]

本誓約書は、個人・商用・非商用・その他の別に関係なくフォトクラブドアーズ(以下、甲)の主催する撮影会及びイベント(以下、撮影会)に参加する参加者(以下、乙)全てに適用されます。

2. [参加資格]

(甲)の主催する撮影会は 20 歳以上の方のみ参加できます。

(乙)は身分証の提示によって 20 歳未満ではないことを証明します。

3. [個人情報について]

(乙)は(甲)の主催する撮影会に出演するモデルの個人情報を万一得た場合、これを第三者に漏洩しません。

4. [写真・動画等の作品の取り扱いについて]

(乙)が撮影した写真・動画等の作品と全ての情報の権利(肖像権・著作権等)は、モデル本人、又はモデルの所属する(甲)に帰属します。従ってそれらは(乙)の個人使用に限るものとし、公開・販売・転売・投稿など第三者の目に触れるような扱い、又はその可能性のある様な扱い全てを禁止します。

5. [撮影会参加時の注意事項]

- 1) 事前に(甲)の承諾を得たモデルへの接触以外の行為の全てを禁止します。
- 2) モデルが拒否するポーズの強要、その他モデルの拒絶する行為を禁止します。
- 3) モデルに連絡先を聞いたり、その他個人的な内容の質問を禁止します。
- 4) モデルとの直接取引、引き抜き、又はそれに類する行為を禁止します。
- 5) モデル・モデルの仕事・当撮影会への誹謗、中傷等を禁止します。
- 6) 複数人での撮影は禁止します。
- 7) その他公序良俗に反すること無く、常識的なモラルをもって行動してください。

6. [損害賠償]

本誓約書に違反した(乙)は、(甲)に対して損害賠償金を支払わなければならない。その額は、故意・事故に関わらず画像をインターネットにアップした場合や流出した場合、あるいは、第三者の目に触れるような行為を行った場合は、(乙)の責任にてインターネット上の画像をすべて削除するとともに、300 万円の賠償額とする。賠償額の内訳はモデルに対する賠償額 200 万円、(甲)に対する賠償額 100 万円とする。なお事件に掛かる届出警察署は、兵庫県警垂水警察署とし、合意管轄裁判所は神戸地方裁判所とする。

7. [身分証提示]

(乙)はこの誓約を行うにあたり、顔写真入りの身分証の複写を提出します。

_____年_____月_____日

乙 氏名 _____ 電話番号 _____
ふりがな _____
住所 _____

甲 フォトクラブドアーズ

※フォトクラブドアーズは、法律の専門家である弁護士・行政書士の指導の下、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを遵守し、個人情報を正確かつ適正に取り扱い、透明性の高い運営活動を遂行します。